

農家負担金軽減支援対策事業	事業主体 団体	所管課班 農村振興課 指導班 広域水利調整班
---------------	---------	---------------------------------

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 土地改良負担金償還平準化事業(平成2年度から実施、平成14年度拡充。)

負担金の償還の平準化を行うため、土地改良区等に平準化資金を融通する融資機関に対して利子補給を行う。ただし、新規採択は平成16年度で終了。

(1) 対象負担金

平成2年3月31日(ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による自由化等の影響を受ける場合は平成6年3月31日)までに採択された土地改良事業に係る次の負担金。

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(2) 認定要件

[第一要件]

転作率や輸入自由化影響農産物(米、麦など23種類)の作付け率が一定割合以上など

[第二要件]

償還額のピーク時における償還額が一定額以上

(3) 融資条件

融 資 額：平準化計画に定められた負担金の償還の平準化に必要な額

貸付期間：負担金の償還の平準化に必要な期間とする。

償還期限：10年以内

償還方法：元金均等年賦償還

貸付利率：無利子

2 特別型国営事業計画償還助成事業(平成2年度から実施、平成19年度拡充。)

特別型国営土地改良事業等に係る負担金を償還する土地改良区又は市町村等に対して、負担金の償還利息に相当する額の一部を助成する。

(1) 認定要件

① 計画償還制度適用地区

特別型国営土地改良事業地区にあつて、昭和63年度までに事業に着手し、平成元年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始される地区で、次のア～ウに掲げる要件をすべて満たす地区。

ア 当初計画に比べ、自然増を除く地元負担がおおむね2.5倍以上

イ 振替後工期が当初予定のおおむね2倍以上、かつ、それに伴う地元負担増が地元負担総額のおおむね10%以上

ウ 10a 当たり年償還額が農地造成でおおむね3万円以上、かん排(附帯事業を含む。)で1万5千円以上。ただし、当該地区が次のいずれかに該当する場合には、上記基準のうち1以上を満たすことにより適用できる。

1) 受益地内の輸入自由化影響農産物の作付面積割合が地区全体のおおむね1/3以上

2) 受益地内の田面積割合が地区全体のおおむね2/3以上、又は輸入自由化影響農産物の作付面積割合と田面積割合とを加えた割合がおおむね1/2以上

- ② 平成元年3月31日以前に負担金の支払いを開始した特別型国営土地改良事業地区のうち負担金の円滑な償還が困難となっている地区。(10a 当たり年償還額が①のウの額以上となること。)

(2) 助成額

各年度の償還額から、利率を4%とした場合の各年度の償還額を控除した額以内又は償還利率による各年度の償還額から、利率を農林漁業金融公庫が定める農業基盤整備資金の一般補助事業の貸付利率を基に算出した利率とした場合の各年度の償還額を控除した額

(3) 対象負担金

特別型国営土地改良事業の地元負担金

(4) 平成19年度制度拡充について

助成対象となる金利に農林漁業金融公庫の変動金利の適用を選択できることとされた。

3 担い手育成支援事業（平成7年度から実施，平成12年度及び平成17年度拡充。）

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区であって、負担金の水準が一定以上の地区に対して、償還利息の一部に相当する額を助成する。ただし、新規採択は平成12年度で終了。

(1) 対象地区

平成6年3月31日までに採択された土地改良事業地区のうち、次の①、②の条件をともに満たす地区

① 事業認定後5年以内に担い手への経営等農用地面積が3割又は地区における担い手の経営する面積が一定割合以上の場合は2割を超えて増加することが認められる地区

② ピーク時年償還額が基準年償還額（以下のうち最少となる額）以上の地区

ア 10a 当たり 3万円

イ 戸 当たり 20万円

ウ その他輸入自由化農産物転作率等（地域特産品を含む。平成17年度拡充。）に応じた特認額

(2) 助成要件

助成額は負担金の償還利率が最大2.0%を超える利息相当額を限度として、年償還額が基準年償還額とピーク時年償還額の70%相当額とのいずれか高い額を超える期間

① 土地利用高度化加算（平成12年度拡充）

水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（助成限度利息から1%を引いた利息相当額）を行う。

② 広域・専業特例（平成12年度拡充）

専業率等が高い（戸数又は面積で2分の1以上）1,000ha以上の地区において、水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む場合で、一定の要件を満たした場合は、土地利用高度化加算を行う。

4 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積が一定以上増加することが確実と見込まれる地区であって、かんがい排水事業等の償還を行っている土地改良区等に対して、負担金支払いの一部に充てる資金の貸付けを行う。

(1) 対象事業

平成6年4月1日以降に採択された次の事業。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び独立行政法人緑資源機構事業にあつては、平成6年3月31日以前に採択された地区であっても平成19年度以降負担金の償還が開始される場合は対象とする。

① 国営土地改良事業

② 独立行政法人水資源機構事業

③ 独立行政法人森林総合研究所事業

- ④ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
- ⑤ 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業

(2) 事業地区要件

目標年度までに、担い手農地利用集積率が、一定割合以上増加することが确实と見込まれること。

(3) 貸付条件等

- 貸付限度額：借入主体が負担する額の6分の5
- 貸付利率：無利子
- 償還期限：25年以内（据置期間を含む。）
- 据置期間：10年以内
- 償還方法：均等年賦償還

5 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を、土地改良区等に対して助成する。

(1) 助成対象負担金

- ① 国営土地改良事業の受益者負担金
- ② 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③ 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- ④ 土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤ その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(2) 事業地区要件

被災した農用地又は土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けているもの。

- ① 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法第169号）
- ② 土地改良法第88条
- ③ 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- ④ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- ⑤ 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- ⑥ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

(3) 助成額

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額

6 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域（土地改良区又は市町村、以下「土地改良区等」。）に対し、負担金の利子助成を行い、農家負担の軽減対策を実施する。

1 事業期間

平成21年度から平成27年度までの7年間

2 助成対象負担金

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金

3 助成対象地域

土地改良事業等の地区で、未償還の受益者負担金があり、以下の(1)又は(2)の要件を満たす地域

- (1) 経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、以下のいずれかに該当(中山間地には1/2の緩和要件を適用)
 - ① 担い手への農地集積率の増加が一定割合以上見込まれること
 - ② 担い手への面的集積率の増加が一定割合以上見込まれること
 - ③ 担い手者数の増加が7.5パーセントポイント以上増加することが見込まれること
- (2) 受益者負担の要件について、以下のいずれかに該当
 - ① 受益者負担率が一定割合以上
 - ② 10a当たり合算総償還額が87,000円以上であること
 - ③ 1戸当たり合算総償還額が1,470,000円以上であること

4 緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、緊急支援計画を作成し、公募団体の認定を受ける。

※ 認定期間は平成21年度から平成25年度まで

5 助成額

- (1) 各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額(ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない)
- (2) 土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金の借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を(1)の償還利息相当額とみなす。